

働く婦人の家

勤労者体育センター

教養の習得、スポーツ活動の拠点

清滝地区に待望の施設



清滝桜が丘町に完成した「働く婦人の家」と「勤労者体育センター」の開所式が四月二十八日に行われ、本格的に利用開始になりました。この施設は「公共施設は適正に配置することが望ましい」という斎藤市長の考えから、清滝地区に建設したもので、地域の方たちにとっても、長年の夢がやっと実現したことになります。三月二十三日に開かれた「清滝地区懇談会」でも、両施設の利用のしかたや使用料に関する意見が活発に出されるなど、施設に対する関心の高さを示していました。

今月号では、「働く婦人の家」と「勤労者体育センター」の施設案内と利用方法などを特集してみました。

働く婦人の家

働く婦人の家は、その名の通り勤労婦人の教養習得やレクリエーション活動の場として建設したものです。

鉄筋コンクリート造り二階建ての働く婦人の家は、一階に託児室、談話コーナー、図書コーナー、調理実習室、二階には軽運動室、談話コーナー、和室、会議室が設けられています。

働く婦人の家は、利用者が婦

人ということで、託児室を設け専任保母を置いています。このため小さいお子さん連れでも、安心して各種講座や実習ができるように配慮してあるのが特徴といえます。

◎使用申し込みは

使用の申し込みは、働く婦人の家の窓口と日光市体育館の窓口の両方で受け付けをします。使用する日の七日前までに、ど

ちらかの窓口へ直接申し込みしてください。電話での申し込みも受け付けますが、この場合は、あくまでも「予約」ですから、電話で申し込んだときは早めに申込書を提出してください。

◎使用料は

勤労者婦人はすべて無料です。それ以外の婦人の場合でも、使用料を減免する制度がありますので、窓口でご相談ください。

◎受け付け時間は

使用申し込みの受け付け時間は、平日、日曜日とも午前九時から午後五時までです。（ただし、休館日は除きます）

◎開館時間は

働く婦人の家の開館時間は、午前九時から午後九時までです。

◎休館日は

働く婦人の家の休館日は、毎週水曜日と国民の祝日（国民の祝日が水曜日に当たるときはその翌日になります。たとえば、今年十月十日の「体育の日」の祝日は水曜日に当たりますので、働く婦人の家は、十月十日と十一日が休館ということになります）それに、年末の十二月二十八日から同三十一日までと、年始の一月二日、三日です。